

市民協働事業「スタートアップ社会実装推進事業」 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

市民協働事業「スタートアップ社会実装推進事業」

2 業務目的

コロナ禍や物価高騰など現下の厳しい状況を乗り越え、横浜経済の持続的な成長・発展を果たしていくためには、市内において、優れた技術シーズやアイデアを持つスタートアップが、課題解決につながる新ビジネスを数多く生み出していく必要がある。

本事業では、脱炭素化・DXをはじめとする最先端分野など、社会課題の解決や横浜経済の持続的な発展に資する分野で、スタートアップの革新的な技術やアイデアを活用した試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入を行い、課題解決につながる新事業の社会実装を推進することを目的とする。

また、スタートアップと連携して試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入を行うことで、スタートアップにビジネスの機会を提供し、横浜経済の将来を担うスタートアップの創出と成長も促進していく。

3 履行場所

横浜市内

4 事業概要

(1) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(2) 業務価格

1億5,000万円（税込）を上限とする。

5 委託業務概要

(1) 委託内容

ア 対象とする新事業

脱炭素化、DXをはじめとする最先端分野など、社会課題の解決や横浜の経済成長につながる分野で、スタートアップと連携して新たなビジネスを創出するための、試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入を対象とする。

イ 支援ネットワークの形成

- ・ 試作品等の開発、実証実験、トライアル導入を多角的な分野からサポートする支援者を確保し、ネットワークを形成する方法を提案すること。
- ・ 支援ネットワークは、市内において試作品等の開発や実証実験、トライアル導入を実施するにあたり、必要な設備や施設、知見やノウハウの提供などを行う支援者により構成すること。

<支援者の例>

試作品等の開発や実証実験に協力する企業	オープンイノベーションによる協業、試作品等の開発や実証実験に必要な設備の提供、共創、製造の請負、助言・指導など
トライアル導入の対象となる市内中小企業	スタートアップのサービスや製品の導入意向がある企業
ベンチャーキャピタル(VC)、投資家、金融機関	資金調達に関する全般的な支援
弁護士や弁理士などの専門家	許認可、知的財産の管理、倫理審査等に関する助言
大学などの教育・研究機関	研究者との連携、アカデミックな知見をもとにした助言、共同研究
商業施設など市内施設の管理・運営者	実証実験のフィールド、テストマーケティングの機会の提供

- ・ 支援ネットワークは、本業務の履行完了後も、横浜市の事業で支援しているスタートアップが、試作品等の開発や実証実験、トライアル導入を行う際に活用するなど、市内においてスタートアップが実証実験等に取り組みやすい環境として、支援ネットワークが継続していくように形成するための工夫を提案に盛り込むこと。

ウ スタートアップからの企画公募・選定

- ・ 「試作品等の開発」、「実証実験」、「トライアル導入」の部門ごとに、5(1)アの該当する新事業をスタートアップと連携して実施するため、市内外のスタートアップから企画を公募することとし、募集方法、応募要項及び選定方法を提案すること。
- ・ 募集方法には、市内外の有力なスタートアップの応募を促す工夫や、支援件数(目安)に達する応募確保につなげる工夫を盛り込むこと。
- ・ 選定にあたって、新規性・成長性・実現性・成長や実現にかかるスピード(期

- 間)・支援意義・法令順守等の視点で総合的に判断すること。
- ・部門ごとに想定しているスタートアップ及び企画内容の例示を提案に盛り込むこと。
 - ・市外のスタートアップを選定する場合、事業期間中に横浜市内に着地させる戦略についても提案に盛り込むこと。
 - ・試作品等の開発や実証実験を実施するにあたり、許認可や倫理審査等の手続きが必要であると想定される事業については、選定段階で、弁護士や弁理士等の専門家の意見を聴き、法令順守に留意すること。
 - ・対象とするスタートアップや、部門ごとの選定件数の目安は下表のとおりとする。

【表1 連携するスタートアップの考え方】

	対象となるスタートアップ (いずれかに該当する者)
A : 試作品等の開発・	<p>A-1) 本事業への応募時点で横浜市内に事業拠点を有し、法人設立後概ね 10 年以内のスタートアップ</p> <p>A-2) 本事業による伴走支援期間中に横浜市内に事業拠点を設置予定で、法人設立後概ね 10 年以内スタートアップ</p> <p>A-3) 本事業による伴走支援期間中に横浜市内に法人設立予定のスタートアップ</p> <p>A-4) 横浜 大学・都市パートナーシップ協議会会則第 3 条に規定する大学等に所属する研究者等で、本事業の支援対象に選定されてから 1 年以内に市内でスタートアップを起業する予定がある者</p> <p>A-5) 法人設立後 10 年を超えていても、革新的な分野に転換して概ね 10 年以内の市内中小企業</p> <p>※選定にあたっては、A-1、A-2、A-3、A-4 を優先する。</p>
B : 実証実験	<p>B-1) 本事業への応募時点で横浜市内に事業拠点を有し、法人設立後概ね 10 年以内のスタートアップ</p> <p>B-2) 本事業による伴走支援期間中に横浜市内に事業拠点を設置予定で、法人設立後概ね 10 年以内スタートアップ</p> <p>B-3) 法人設立後 10 年を超えていても、革新的な分野に転換して概ね 10 年以内の市内中小企業</p> <p>※選定にあたっては、B-1、B-2 を優先する。</p>
C : トライアル導入	<p>C-1) 本事業への応募時点で横浜市内に事業拠点を有し、法人設立後概ね 10 年以内のスタートアップ</p> <p>C-2) 本事業による伴走支援期間中に横浜市内に事業拠</p>

	<p>点を設置予定で、法人設立後概ね 10 年以内のスタートアップ</p> <p>C-3) 横浜市外に事業拠点を置いているが、優れたサービスや製品を有する法人設立後概ね 10 年以内のスタートアップ（この場合、応募後 2 年以内に市内に事業拠点を設置する意向があることを前提とする）</p> <p>C-4) 法人設立後 10 年を超えていても、革新的な分野に転換して概ね 10 年以内の市内中小企業</p> <p>※選定にあたっては、C-1、C-2 を優先する。</p>
--	---

【表 2 試作品等の開発、実証実験】

	対象	選定件数（目安）
試作品等の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・技術やアイデアはあるが、形になっていないものの試作品等の開発 ・試作品の改良 ・概念実証のための各種調査 	15 件程度
実証実験	<ul style="list-style-type: none"> ・実証用の試作品等ができている段階での、社会実装に向けた実際のフィールドでの実証実験 	5 件程度

【表 3 トライアル導入】

<内訳（目安）>

導入先	対象	導入件数（目安）
市内中小企業	経営課題の解決やビジネスモデル転換、生産性の向上などにつながるサービスや製品等（上市前の試用版も含む）	20 件程度
横浜市市内	社会・経済の変化をとらえた行政現場の課題解決や、市民サービスの転換につながるサービスや製品等（上市前の試用版も含む）	10 件程度

エ 試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入の実施及び効果検証

- ・ 5（1）ウで選定した企画について、提案者であるスタートアップと連携し、試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入の実施、事業化・社会実装に向けた効果検証を行うこと。
- ・ イの支援ネットワークの効果的な活用についても提案に盛り込むこと。
- ・ 試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入を通じて、スタートアップの成長発展につなげるための工夫を提案すること。

- ・スタートアップとともに、事業開始前に事業計画書（試作品等の開発、実証実験、トライアル導入の事業内容、KPI・KGI、支援ネットワークの活用方法、事業費（費目ごとの内訳含む）、効果検証項目等）を作成することとし、事業計画書の様式及び記載事項を提案すること。
- ・許認可や倫理審査等の手続きが必要な場合には、事業開始前に所定の手続きを実施していることを確認のうえ、事業計画書を作成すること。
- ・トライアル導入先を確保するための工夫を提案すること。
- ・市内中小企業のトライアル導入先の調整にあたり、横浜市関連団体を通じた募集を行う際は、横浜市に事前に協議すること。必要に応じて、横浜市が団体への依頼等の対応を行う。
- ・横浜市庁内のトライアル導入先確保にあたっては、希望する部署を横浜市に事前に協議すること。協議をうけて、横浜市が調整した部署と、トライアル導入に向けた調整を行うこと。
- ・トライアル導入先の課題や用途にあわせたカスタマイズ、サービスや製品等の設置、導入先へのガイダンス、導入中の問い合わせや不具合発生時の対応を行うなど、導入先の市内中小企業及び横浜市各部署が安心してトライアル導入を引き受けられる対策を講じること。
- ・トライアル導入期間終了後も、導入先が使用継続を希望する場合には、サービスや製品の提供元スタートアップとの契約手続き等をサポートすること。
- ・試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入の実施にあたり、諸事故や第三者への損害が生じないように対策するとともに、諸事故や第三者への損害が生じた場合に備えて、損害賠償保険に加入するなど必要な措置を講じておくこと。

オ 試作品等の開発、実証実験、トライアル導入の成果報告

- ・事業終了後も見据え、選定されたスタートアップの成長発展の支援や、市内のスタートアップが試作品等の開発、実証実験、トライアル導入を実施する際の参考資料となるよう、本事業により実施した試作品等の開発、実証実験、トライアル導入の成果報告をまとめること。
- ・報告書については、「5（2）成果物」のとおりとする。

カ 効果的な情報発信

- ・本事業専用のウェブサイト、SNS等を整備し、スタートアップや支援者に訴求するための情報発信の方法を提案すること。
- ・本事業への参加者の確保にとどまらず、本事業への参加者以外のスタートアップや、スタートアップ支援者からも横浜への関心を引き寄せるための工夫を盛り込むこと。
- ・ウェブサイトの作成にあたって、横浜市のサブドメインの使用を希望する場

合は、ウェブサイト作成の90日前までに横浜市に申し出ること。横浜市がサブドメインの取得に必要な申請を行う場合には、横浜市からの連絡を受けて、所定の申請書の記載、情報提供等について速やかに対応すること。

- ・ウェブサイト作成にあたっては、HTTPS化による通信の暗号化を実施する等サイバーセキュリティに十分な対策を講ずること。
- ・情報発信については、発信の都度、事前に発信内容を横浜市と協議すること。
- ・受託者及び本業務従事者の故意・過失により情報セキュリティ上の危険又は信用上のリスクが生じ、横浜市又は第三者に損害が生じたときは、受託者の費用と責任において解決を行うこと。

ケ 問い合わせ・相談窓口の設置

- ・受託者は、本事業の履行期間中、本事業に関する問い合わせや、連携するスタートアップ、トライアル導入先の市内中小企業や横浜市各部署等からの相談に対応するための窓口を設置すること。
- ・電話及び電子メールで対応できるようにし、電話については、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時まで対応すること。
- ・問い合わせや相談に対しては、受付の翌営業日には回答できる体制を整備すること（ただし、土日祝日及び12月29日から1月3日を除く）。

コ その他、本市施策と連携する業務等

- ・ア～ケの項目に加えて、本事業の目的と一致する自主事業等の提案事項がある場合に提案すること。その際は、本事業の目標達成との関係を明示すること。

(2) 成果物

ア 提出物

- ・内部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 1冊
- ・外部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 1冊
※外部公表用はウェブサイト等で公表を行うための報告書。企業情報や試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入の事業内容等については、公表の同意が得られている情報のみを使って構成する。
- ・内部報告用報告書冊子及び外部公表用報告書冊子の電子データ（USBメモリ等に記録したもの）… 1式
- ・その他業務関連資料（電子データ及び紙データ）… 1式

イ 記載事項

- ・報告書には、横浜市と協議のうえ、事業実績のほか事業の効果及び分析等をまとめること。

- ・報告書の作成にあたっては、選定したスタートアップや支援者等に対し、アンケートやヒアリング等を行い、本事業の効果が測定できるよう調査するものとする。

ウ その他

- ・ア、イのほか、横浜市が必要と認める場合には、運營業務の状況報告等の求めに応じること。

6 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

業務価格を上限1億5,000万円(税込)として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

(2) 協働事業

本事業は、受託者と横浜市で横浜市民協働条例に基づく市民協働事業(※)として実施する。

ア 受託者と横浜市は、別途協議を行い、横浜市民協働条例12条に基づき、双方の役割分担を明確にした上で、協働契約書を策定する。

イ 受託者は、同条例第11条に基づき、本事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(自主事業)を行うことができる。この場合は、あらかじめ市に届け出るものとする。

ウ 事業の成果を上げるために効果的と考える自主事業については、5(1)コのとおり提案書に記載すること。

※同条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等が協力して行うことをいう。また、この条例において「市民等」とは、法人を含むものとして定義されている。(同条例第2条)

(2) その他仕様

ア 守秘義務及び個人情報の保護等

①受託者は、業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用または他に漏らしてはならない。

②受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、次の点を遵守する。

- ・横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。

- ・委託者より提供される「個人情報保護研修」資料に基づき、関係者の研修を実施する。

③受託者は、本事業実施にあたり、連携するスタートアップやトライアル導入

先の市内中小企業、支援ネットワークの支援者等から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。また、受託者は、連携するスタートアップが、トライアル導入先の市内中小企業や支援ネットワークの支援者等から秘密保持契約等を求められた場合に対応できるよう支援すること。

- ④受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正な立場から本業務の履行にあたること。
- ⑤受託者は、本業務の履行に当たり、不当に、第三者より利益の供与を受け、又は利益の供与を求めてはならない。また、受託者は、第三者に対し、不当に、利益・便宜を供与してはならない。

イ 知的財産権の取扱い等

- ①本事業の成果物、本事業によって得られた情報や作成物（4(6)のウェブサイトやSNSに掲載したコンテンツ含む）に係る知的財産権（著作権法27条及び28条に定める権利を含む。）は横浜市及び受託者の両者に帰属するものとし、受託者は横浜市に対して著作者人格権を行使しないこととする。
- ②著作者が受託者以外の第三者である場合は、今後委託者及び受託者に対して著作者人格権が行使されないように措置すること。
- ③本事業において、連携するスタートアップが試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入に用いた技術やアイデア、試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入の実施及び効果検証によって得られた製作物、技術的なデータなどに発生する知的財産権等の権利は、本事業終了後においても、連携したスタートアップが事業化や成長発展していくために行使できるよう、受託者と連携したスタートアップとの間で、知的財産権等の権利の帰属を整理し、書面を取り交わしておくこと。
- ④受託者は、本事業の委託費を財産の取得にあたる経費に用いてはならない。

ウ 実施体制

- ①受託者は、契約締結後15日以内に本事業の実施体制及びスケジュールを作成し、市の承認を得ること。あわせて、本事業に従事する者の構成（責任者を明記）及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。
- ②実施にあたっては、試作品等の開発、実証実験及びトライアル導入に係る調整業務の実績や知見、ノウハウを有する人材を配置すること。

エ 定例ミーティングについて

- ①履行期間中、横浜市と受託者の定例ミーティングを月1回程度開催することとし、受託者は横浜市と調整のうえ、議題の整理、日程調整、会場確保(オンライン含む)、資料準備等の会議運営事務及び議事録の作成等を行うこと。

- ②議題に応じて、選定されたスタートアップや支援ネットワークに参画する支援者等の参加が必要な場合は、受託者が参加者の調整を行うこと。
- ③定例ミーティングの際に、受託者は、毎月の業務報告書（目標に対する進捗状況の報告、履行結果に対する分析、今後の対応等をA4版1～2枚程度で作成）を横浜市へ提出すること。
- ④定例ミーティングのほかに、本事業の進行に関して、受託者と横浜市でミーティングが必要な場合は、随時開催する。

オ 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

カ その他

- ①当該業務は、横浜市契約規則、市民協働事業「スタートアップ社会実装推進事業」契約によるほか、当該契約書中の仕様書に基づき実施すること。
- ②委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておかねばならない。
- ③受託者は、常に横浜市と密接な連携を図り、横浜市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- ④詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ横浜市と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- ⑤当該契約書中の仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、横浜市と協議して定めること。
- ⑥全ての関係書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。
- ⑨本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ること。
- ⑩受託者が交代することとなった場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。

7 委託料の支払い

委託料は、業務報告書及び部分完了に係る委託完了届出書の受領後、横浜市で検査確認した後支払うものとする。

8 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。